

水道事業等の統合に関する覚書 (案)

資料 2
水道サミット
R2年8月19日

奈良県、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町（以下「関係団体」という。）は経営する用水供給事業、水道事業及び関係団体が関連する一部事務組合（以下「水道事業者等」という。）の統合に関して次の各事項に合意し、今後統合に向けての協議検討を進めることとして覚書を締結する。

(統合の目的)

第1条 水需要減少に伴う給水収益の減少、増大する老朽化施設の更新及び職員の減少による技術力の低下等、水道事業の経営環境が厳しくなる中、関係団体は統合することにより、水道の理想像である「持続」、「強靱」、「安全」の確保、水道サービスの向上及び平準化並びに水道料金の抑制を図り、もって安全・安心な水道水を将来に渡って持続的に供給することを目的とする。

(企業団の設立)

第2条 関係団体は、前条の目的を達成するため、新たな経営主体として（仮称）奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）を令和6年度内に設立し、令和7年度に国の交付金制度を活用した広域化事業の事業採択及び事業開始を目指すものとする。

2 企業団設立後、関係団体は、取得している水道法の事業認可を廃止し、新たに企業団として単一の事業認可を速やかに取得するものとする。

(基本方針についての合意)

第3条 関係団体は、本覚書及び別に策定する「水道事業等の統合に関する基本方針」に定める基本的事項について合意し、今後水道事業等の統合の実現に向けた協議検討を互いに協力し進めるものとする。

(企業団の職員)

第4条 企業団は、施設整備、維持管理等の業務遂行に必要な人員を確保しつつ、業務の共通化・効率化を図り最適な人事管理を行うこととする。当面、関係団体からの職員派遣または身分移管による対応とし、順次企業団への身分移管、企業団採用を進めるものとする。

(水道施設の整備方針)

第5条 企業団は、企業団の設立迄に定める「奈良県広域水道整備基本計画」に基づき、計画的に浄水場、配水池等の統廃合及び関連する連絡管路整備等の施設整備を行う。

2 企業団は、前項に定めるもの以外の施設整備については企業団設立前の直近5年間の更新水準を保証し、若しくは関係団体の水道施設整備計画を尊重するものとする。

(水道料金等)

第6条 水道料金は、統合時において統一することを基本とする。

2 水道料金以外の分担金、手数料の額等は、統合時において統一することを基本とする。

3 関係団体のうち、水道料金について統合効果がみられない団体については、それら諸課題を今後検討していくこととし、基本協定締結時までに他の関係団体の合意のうえ、対応方針を決定するものとする。

(資産等の引継ぎ)

第7条 関係団体が所有する水道事業活動に伴い生み出された資産等は、企業団にすべて引き継ぐものとする。ただし、引き続き財務上の諸課題については、基本協定締結までに他の関係団体の合意のうえ決定する。

(経費負担)

第8条 水道事業に対する統合後の関係団体の負担は、地方公営企業繰出基準に基づき協議のうえ定めるものとする。

2 統合前に用水供給事業、水道事業に対し一般会計が負担している経費について、関係団体はその負担の趣旨に基づき、統合後もその負担を継続するものとする。

(下水道事業等の扱い)

第9条 企業団は、関係団体が実施している下水道事業のうち水道事業と不可分な業務について、引き続き行うことができるものとする。費用負担等の扱いは別途定めるものとする。

2 企業団は、関係団体が行っている水道事業のうち企業団が直接行うことが適当でないものについては、受委託契約の締結により継続できるものとする。

(協議会及び準備室の設置)

第10条 関係団体は、令和3年度に、（仮称）奈良県広域水道企業団設立準備協議会を奈良県に設置し、水道事業者等の統合に向けた協議検討を行う。

2 関係団体は、統合に向けた協議検討に必要な業務を遂行するため、前項の協議会に準備室を設置する。

3 準備室の業務遂行に係る体制、経費等については、関係団体が協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第11条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の内容に疑義が生じたときは、関係団体が協議のうえ定めるものとする。

本覚書の証として正本 29 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和2年 月 日

奈良市登大路町30

奈良県

奈良県知事 ○○ ○○

以下 記名押印 全 29 関係団体